

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	群馬県 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

群馬県知事

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	群馬県では、精神又は身体に障害を有する児童について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害の認定、手当の支給に関する事務を行っている 具体的に実施する事務は：①認定請求の受理、審査、応答 ②証書の交付 ③手当額改定請求の受理、審査、応答 ④未支払い手当請求のの受理、応答、⑤氏名や居住地変更等の届出の受理、審査、応答
③システムの名称	群馬県特別児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当支給台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一 46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第二66の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令37条(情報照会) 番号法別表第二16.26.30.57.87.116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令12条、13条の2、第19条、第30条、第44条、第59条の2(情報提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活こども部児童福祉・青少年課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公関係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活こども部児童福祉・青少年課 TEL 027-226-2624

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月28日	3. 個人番号の利用—法令上の根拠	番号法に加え特別児童手当等の支給に関する法律に係る根拠規定も記載していた	特別児童手当等の支給に関する法律に係る根拠規定を削除	事後	
平成28年1月28日	4. 情報連携—②法令上の根拠	番号法別表第二 第57、13、16、26、30、47、57、64、65項	番号法別表第二 第66、16、26、30、57、87、116項	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当支給台帳ファイル	特別児童扶養手当支給台帳ファイル	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用—法令上の根拠	番号法別表第一 46の項 並びに主務省令第37条	番号法別表第一 46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 4. 情報連携—②法令上の根拠	番号法別表第二 66の項（照会）、16、26、30、57、87及び116の項（提供）	番号法別表第二66の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令37条（情報照会） 番号法別表第二16.26.30.57.87.116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令12条、13条の2、第19条、第30条、第44条、第59条の2（情報提供）	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部こども未来局児童福祉課	こども未来部児童福祉課	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①所属長	児童福祉課 野村 研一	課長	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ	健康福祉部こども未来局児童福祉課 TEL 027-226-2624	こども未来部児童福祉課 TEL 027-226-2624	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①所属長	こども未来部児童福祉課	生活こども課児童福祉・青少年課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	こども未来部児童福祉課	生活こども課児童福祉・青少年課	事後	